

令和5年度 高齢者虐待防止法に基づく対応状況等（養護者による高齢者虐待）

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第25条の規定に基づく、養護者による高齢者虐待の状況の公表については以下のとおりです。

1 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

(1) 相談・通報対応件数

	令和4年度	令和5年度	増減	増減率
相談・通報件数	2,241	2,210	▲ 31	▲ 1.4%
虐待判断事例総件数	1,100	1,037	▲ 63	▲ 5.7%

(2) 相談・通報者

	介護支援 専門員	介護保険 事業所職員	医療機関 従事者	近隣住民 ・知人	民生委員	被虐待者 本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村 行政職員	警察	その他	不明 (匿名を含む)	合計
人	656	156	122	67	25	192	199	50	90	606	175	3	2,341
%	28.0	6.7	5.2	2.9	1.1	8.2	8.5	2.1	3.8	25.9	7.5	0.1	100.0

(注) 相談・通報者には重複があるため、内訳の合計は相談・通報件数に一致しない。

(3) 事実確認の状況

「事実確認を行った」が2,069件(92.4%)、「事実確認調査を行っていない」が170件(7.6%)であった。

「事実確認調査を行った事例」のうち、法第11条に基づく「立入調査により調査を行った」が5件(0.2%)、「訪問調査を行った」が1,204件(53.8%)、「関係者からの情報収集のみにより調査を行った」が860件(38.4%)であった。

「事実確認調査を行っていない事例」のうち、「明らかに虐待ではなく、事実確認調査不要と判断した」が151件(6.7%)、「後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中」が19件(0.8%)であった。

(4) 事実確認の結果

事実確認の結果、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例(虐待判断事例)の件数は、1,037件であった。

(5) 虐待の種別・類型

表3 虐待の種別・類型(複数回答)

	身体的虐待	介護・世話の 放棄、放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計(累計)	合計(人数)
件数	715	170	340	6	188	1,419	1,052
%	68.0	16.2	32.3	0.6	17.9	—	—

(注1) 調査対象年度内に虐待と判断された事例における被虐待高齢者の実人数について集計。

(注2) %は被虐待高齢者1,052人に対する割合である。

(6) 被虐待高齢者の状況

ア 性別

	男 性	女 性	不 明	合 計
人	283	769	0	1,052
%	26.9	73.1	0.0	100.0

イ 年齢

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不 明	合 計
人	78	147	195	287	219	126	0	1,052
%	7.4	14.0	18.5	27.3	20.8	12.0	0.0	100.0

ウ 被虐待高齢者の介護保険の申請状況

	未 申 請	申 請 中	認 定 済 み	認定非該当	不 明	合 計
人	242	56	720	33	1	1,052
%	23.0	5.3	68.4	3.1	0.1	100.0

エ 介護保険認定済者の要介護度

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	不 明	合 計
人	52	82	155	148	144	89	48	2	720
%	7.2	11.4	21.5	20.6	20.0	12.4	6.7	0.3	100.0

ウ 介護保険認定済者の認知症日常生活自立度

	自立又は 認知症なし	自立度Ⅰ	自立度Ⅱ	自立度Ⅲ	自立度Ⅳ	自立度Ⅴ	認知症あるが 自立度不明	認知症の 有無が不明	合 計
人	70	125	244	165	57	15	29	15	720
%	9.7	17.4	33.9	22.9	7.9	2.1	4.0	2.1	100.0

エ 虐待者との同居・別居の状況

	虐待者とのみ同居	虐待者及び 他家族と同居	虐待者と別居	そ の 他	不 明	合 計
人数	534	366	141	10	1	1,052
%	50.8	34.8	13.4	1.0	0.1	100.0

オ 世帯構造

「未婚の子と同居」が327人（31.1%）と最も多く、「夫婦のみ世帯」が252人（24.0%）、「配偶者と離別・死別等した子と同居」が136人（12.9%）、「子夫婦と同居」が116人（11.0%）であった。

カ 虐待者との関係

	夫	妻	息 子	娘	息子の配偶者 (嫁)	娘の配偶者 (婿)	兄弟姉妹	孫	その他	不 明	合 計
人	239	99	418	224	23	7	17	33	51	1	1,112
%	21.5	8.9	37.6	20.1	2.1	0.6	1.5	3.0	4.6	0.1	100.0

(注) 調査対象年度内に虐待と判断された事例における虐待者の延べ人数について集計。

(7) 虐待への対応策について

ア 分離の有無について

	分離を行った	分離をしていない	対応検討・調整中	既に分離状態 (別居、入院、入所等)	そ の 他	合 計
件数	281	1,030	36	274	252	1,873
%	15.0	55.0	1.9	14.6	13.5	100.0

イ 分離を行った事例の対応

	契約による 介護保険 サービスの利 用	老人福祉法に 基づくやむを 得ない事由等 による措置	緊急一時保護	医療機関へ の一時入院	左記以外の 住まい・施設 等の利用	虐待者を高 齢者から分 離(転居等)	そ の 他	合 計
件数	103	30	32	47	38	23	8	281
%	36.7	10.7	11.4	16.7	13.5	8.2	2.8	100.0

ウ 分離していない事例の対応の内訳(複数回答)

	養護者に対する 助言・指導	養護者が介護負 担軽減のための 事業に参加	被虐待者が新た に介護保険サー ビスを利用	既に介護保険サ ービスを受けて いるがケアプラ ンを見直し	被虐待者が介護 保険サービス以 外のサービスを用 利	そ の 他	見 守 り	合 計 (累計)	合 計 (人数)
件 数	505	41	77	228	32	169	345	1,397	1,030
%	49.0	4.0	7.5	22.1	3.1	16.4	33.5	-	-

(注1) %は被虐待高齢者と虐待者の分離を行っていない1,030人に対する割合である。

(注2)「見守り」は、他の対応と重複がない事例にのみ計上されている。

エ 権利擁護に関する対応

権利擁護に対する対応として、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用状況について把握した。成年後見制度については、「利用開始済」が34人、「利用手続き中」が32件であった。また、令和5年度内に成年後見制度を「利用開始済」または「利用手続き中」であった58人のうち、市町村長申し立ての事例は45件(77.6%)であった。

一方、「日常生活自立支援事業の利用」は12件であった。

(8) 虐待等による死亡事例件数

「介護している親族による、介護をめぐって発生した事件で、被介護者が65歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例」のうち、県内市町村が把握している事例は1件であった。

2 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

(上：市町村数、下：構成割合(%))

		実施済	未実施	R4 実施済
広報・普及啓発	養護者による高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知（調査対象年度中）	47	7	46
		87.0	13.0	85.2
	地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修（調査対象年度中）	45	9	43
		83.3	16.7	79.6
	高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動（調査対象年度中）	37	17	36
		68.5	31.5	66.7
	居宅介護サービス事業者に高齢者虐待防止法について周知（養護者による高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応等の必要性等、調査対象年度中）	38	16	40
	70.4	29.6	74.1	
介護保険施設に高齢者虐待防止法について周知（養護者による高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応等の必要性等、調査対象年度中）		37	17	38
		68.5	31.5	70.4
養護者による高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の活用		52	2	52
		96.3	3.7	96.3
ネットワーク構築	民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	45	9	43
		83.3	16.7	79.6
	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	37	17	34
		68.5	31.5	63.0
行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組		39	15	35
		72.2	27.8	64.8
行政機関連携	成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	48	6	47
		88.9	11.1	87.0
	地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	45	9	43
		83.3	16.7	79.6
	高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	34	20	31
		63.0	37.0	57.4
	老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	45	9	44
	83.3	16.7	81.5	
高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化		48	6	48
		88.9	11.1	88.9
高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化		39	15	37
		72.2	27.8	68.5
相談・支援	虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	53	1	52
		98.1	1.9	96.3
	居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等	50	4	49
		92.6	7.4	90.7
最終した虐待事案の事後検証について虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言		24	30	24
		44.4	55.6	44.4